

福島市スポーツ施設

個 別 計 画

令和 2 年 5 月

(令和 5 年 4 月 一部改訂)

(令和 7 年 4 月 一部改訂)

福 島 市

目 次

第1章 計画の背景と目的

(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画期間	2
(4) 対象施設	2

第2章 スポーツ施設の現状と課題

(1) 人口の推移と財政状況	4
(2) 施設の運営状況及び利用状況	6
(3) 避難場所等の指定状況	8
(4) 老朽化の状況	9
(5) スポーツ施設に関する課題	12

第3章 スポーツ施設の現状評価 【1次評価】

(1) 施設の評価方法	13
(2) 個別施設の方向性の検討	15

第4章 維持管理の基本的な方針 【2次評価】

(1) 改修等の基本的な方針の検討	22
(2) 維持管理の項目と手法	24

第5章 維持管理計画 【実施計画】

(1) 実施計画の検討	28
(2) 施設の位置付けや配置方針の検討	29
(3) 具体的な実施内容（総合評価）	32
(4) 実施計画	33

第6章 個別計画の推進に向けて

(1) 個別計画の推進について	37
(2) 点検の実施について	37
(3) フォローアップ	37

第1章 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

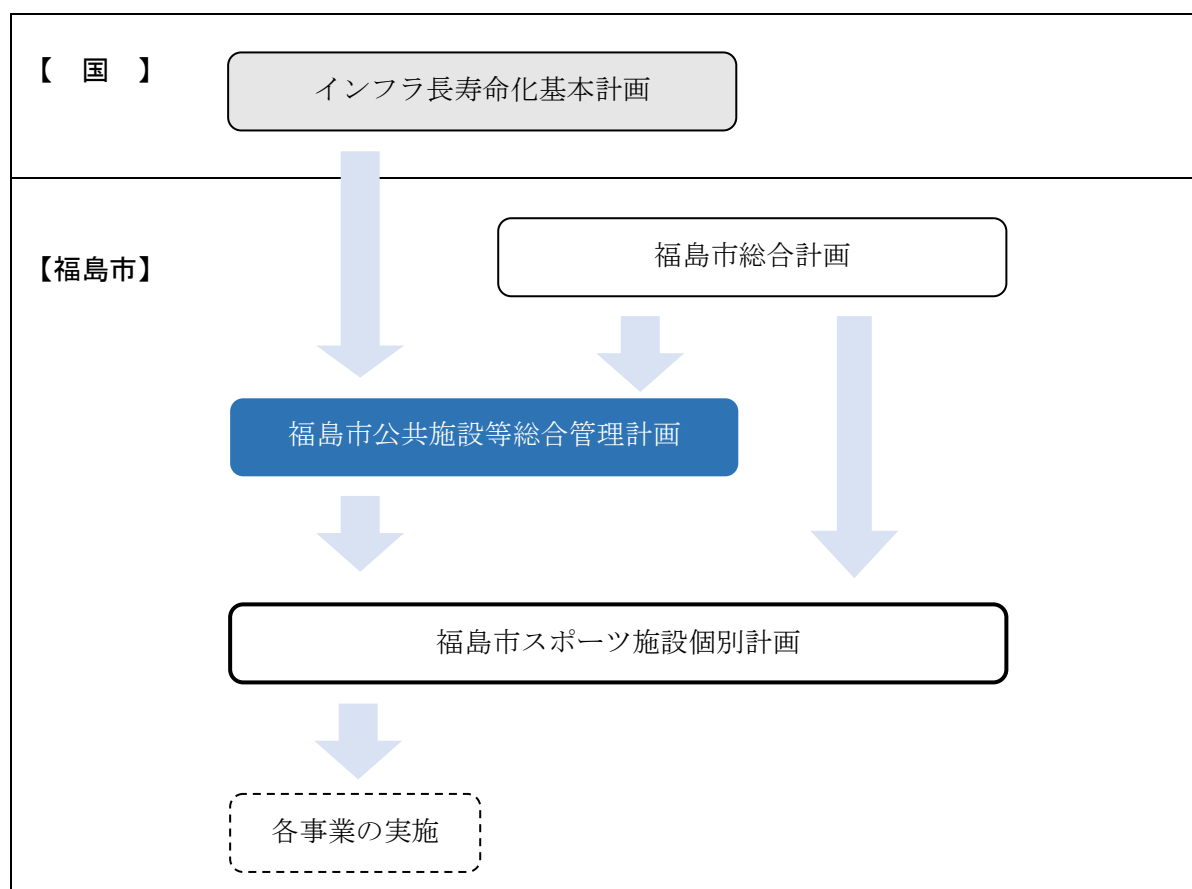
全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本市においても公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年2月に「福島市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本個別計画は、福島市公共施設等総合管理計画の実行性を確保するため、今後7年間の具体的な事業計画となります。また、本個別計画は各事業の実施を通じて、スポーツ施設の適正な管理を行い、スポーツ施設利用者の安全・安心の確保やスポーツによる健全な身体・精神の育成を目指すとともに魅力ある地域・活力あふれる地域づくりの一躍としていきます。

一方で、スポーツについては国が平成23年にスポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、国際化の進展などスポーツを取り巻く社会状況の変化を受け、スポーツの持つ意義や効果等を明示するとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進する「スポーツ基本法」を制定しました。平成24年3月にはスポーツ基本法の理念を具現化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」を策定し、平成27年10月1日、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置されました。平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」を策定し、平成30年3月には地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定しています。

福島市スポーツ施設については、市民のニーズに合わせたスポーツ施設の配置や量・質の適正化を目指していきます。

本個別計画は、福島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針や考え方を踏まえ策定するものであり、今後具体的かつ計画的に対策（各事業の実施）をしていくための行動計画となるものです。



<図1：公共施設等総合管理計画と本個別計画との関係>

(2) 計画の目的

本個別計画は、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、スポーツ施設に求められる機能を確保するため、施設の老朽化等の現状を把握し、スポーツ施設の役割等を考慮した上で、中長期的な施設整備の具体的方針・計画を策定することを目的とします。

(3) 計画期間 令和2年度～令和8年度

本個別計画は、福島市公共施設等総合管理計画の計画期間に合わせ、今後7年間の施設の行動計画を策定するものです。

(4) 対象施設

ここでは、体育館や武道場等の建築施設16施設、野球場や運動場等の屋外施設24施設、の合計40施設をスポーツ施設として分類して計画の対象施設としています。

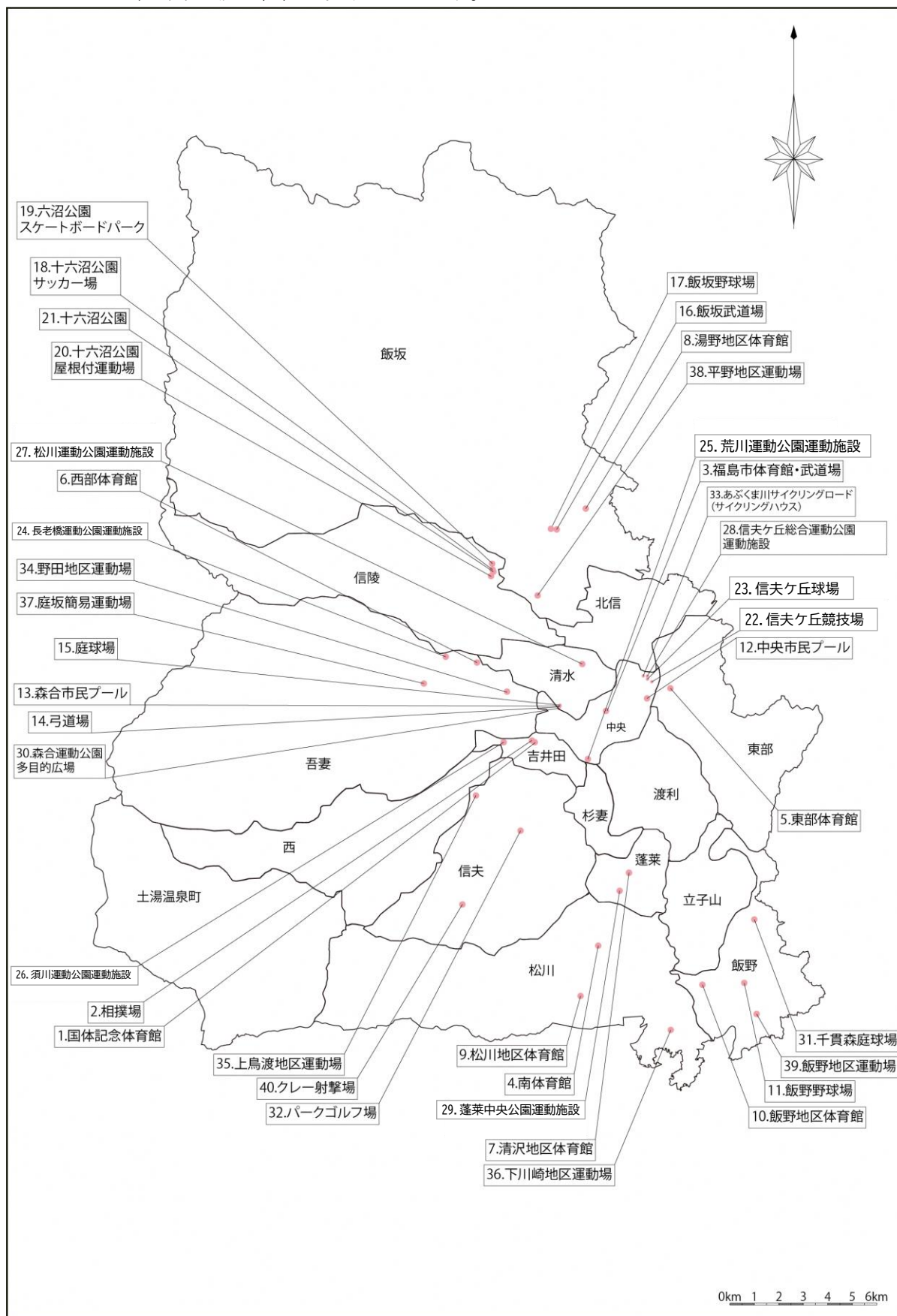
対象のスポーツ施設は建築物の延べ床面積が約42,900㎡であり、本市の公共施設全体の延べ床面積956,670㎡の約4.5%に当たります。

また、対象施設が野球場や運動場も含まれるため、屋外施設を含めた敷地面積は約897,000㎡になります。

<表1：対象施設一覧表>

No.	施設・建物名	No.	施設・建物名
1	国体記念体育館	21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)
2	相撲場	22	信夫ヶ丘競技場
3	福島市体育館・武道場	23	信夫ヶ丘球場
4	南体育館	24	長老橋運動公園運動施設
5	東部体育館	25	荒川運動公園運動施設
6	西部体育館	26	須川運動公園運動施設
7	清沢地区体育館	27	松川運動公園運動施設
8	湯野地区体育館	28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設
9	松川地区体育館	29	蓬萊中央公園運動施設
10	飯野地区体育館	30	森合運動公園多目的広場
11	飯野野球場	31	千貫森庭球場
12	中央市民プール	32	パークゴルフ場
13	森合市民プール	33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス
14	弓道場	34	野田地区運動場
15	庭球場	35	上鳥渡地区運動場
16	飯坂武道場	36	下川崎地区運動場
17	飯坂野球場	37	庭坂簡易運動場
18	十六沼公園サッカー場	38	平野地区運動場
19	十六沼公園スケートボードパーク	39	飯野地区運動場
20	十六沼公園屋根付運動場	40	クレー射撃場

また、対象施設の位置を以下に示します。



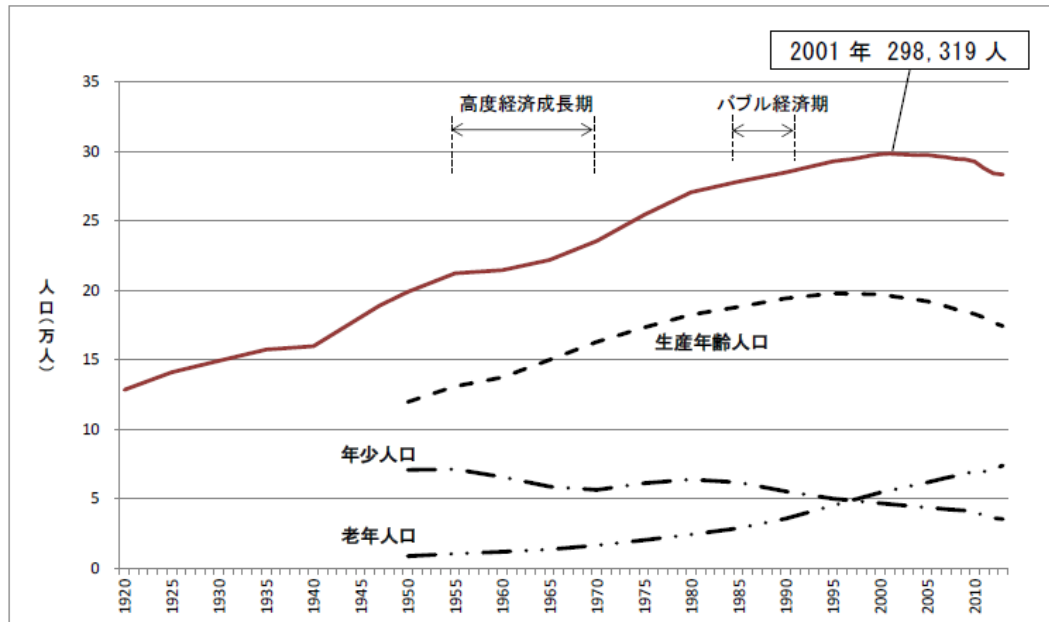
< 図 2 : 対象施設の位置図 >

第2章 スポーツ施設の現状と課題

(1) 人口の推移と財政状況

平成20年より日本の人口は減少が始まり、本市においても人口が平成13年をピークに減少傾向に転じており、生産年齢人口も平成7年をピークに減少傾向となり、老年人口が年々増加し、年少人口を上回る状況になっています。

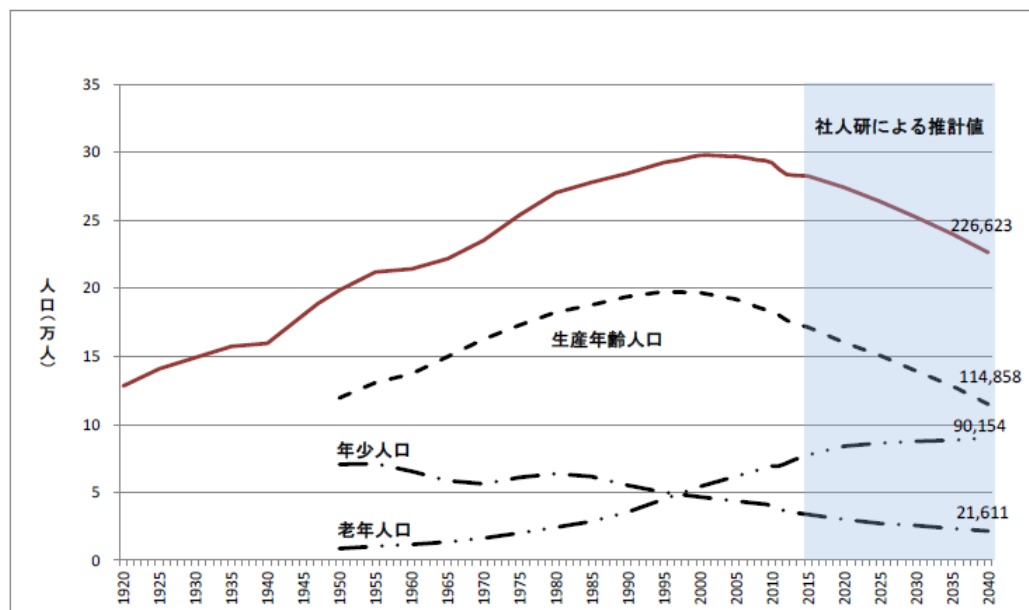
このように人口の減少や高齢化が進行しており、この影響を受けて消費や生産が減少し、経済活動の停滞や税収の減少を招く恐れがあります。



＜図3：総人口と年齢3区分別人口の推移＞

出典：福島市人口ビジョン

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠した2040（令和22）年までの将来人口推計では、本市の人口は約22万6千人になるものとされています。



＜図4：2040年までの人口推計（社人研の推計手法による）＞

出典：福島市人口ビジョン

「福島市人口ビジョン」では、生産年齢人口も約11万4千人とピーク時の4割減少という事態に陥る可能性があるとしており、これに伴い、平成21年度における福島県の一人当たりの年間消費支出が117万円であることから、令和22年までに約6万6千人減少し、約772億円の個人消費が消失するとの記載があり、個人市民税は約42億円の減少となることが懸念されています。

平成27年には人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持するために「福島市人口ビジョン」とこれを踏まえた「福島市総合戦略」を策定しました。この計画を実践するとともに、公共施設に掛かる整備費や維持管理なども縮減する必要があります。

(2) 施設の運営状況及び利用状況

計画対象の40施設の内、体育館や野球場、屋外プール、庭球場、武道場、弓道場、相撲場など34施設は、指定管理者で管理運営を行っています。残りの運動施設や地区運動場など6施設は福島市で管理運営を行っています。

＜表2：対象施設の管理者と運営状況＞

No.	施設・建物名	管理者	使用料	休館日・休場日	備 考
1	国体記念体育館	指定管理者	有料	なし	
2	相撲場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
3	福島市体育館・武道場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
4	南体育館	指定管理者	有料	12/28～1/4	
5	東部体育館	指定管理者	有料	12/28～1/4	
6	西部体育館	指定管理者	有料	12/28～1/4	
7	清沢地区体育館	指定管理者	無料	12/28～1/4	
8	湯野地区体育館	指定管理者	無料	12/28～1/4	
9	松川地区体育館	指定管理者	無料	12/28～1/4	
10	飯野地区体育館	指定管理者	無料	12/28～1/4	
11	飯野野球場	指定管理者	※無料	12/28～1/4	夜間照明施設使用時は使用料を徴収
12	中央市民プール	指定管理者	有料	10月～5月	市が定める期間
13	森合市民プール	指定管理者	有料	10月～5月	市が定める期間
14	弓道場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
15	庭球場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
16	飯坂武道場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
17	飯坂野球場	指定管理者	有料	12/21～3/19	
18	十六沼公園サッカー場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
19	十六沼公園スケートボードパーク	指定管理者	有料	12/1～3/31	
20	十六沼公園屋根付運動場	指定管理者	有料	12/31～1/1	
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	指定管理者	有料	12/28～1/4	スポーツ広場の休場日は12/1～3/19
22	信夫ヶ丘競技場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
23	信夫ヶ丘球場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
24	長老橋運動公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
25	荒川運動公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
26	須川運動公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
27	松川運動公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
29	蓬萊中央公園運動施設	指定管理者	無料	12/1～3/31	
30	森合運動公園多目的広場	指定管理者	無料	12/1～3/31	
31	千貫森庭球場	指定管理者	有料	12/28～1/4	
32	パークゴルフ場	指定管理者	有料	12/29～1/3	
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	指定管理者	無料	なし	
34	野田地区運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
35	上鳥渡地区運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
36	下川崎地区運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
37	庭坂簡易運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
38	平野地区運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
39	飯野地区運動場	福島市	無料	12/28～1/4	
40	クレ射撃場	指定管理者	有料	12/28～2/28	月曜休場

また、対象40施設の内、地区体育館を除く体育館や飯野野球場を除く野球場、屋外プール、庭球場、武道場、弓道場、相撲場、クレー射撃場など21施設は有料施設で、地区体育館や運動施設、地区運動場など19施設が無料施設です。無料施設の内、飯野野球場は夜間照明施設を利用する時に使用料を徴収しています。

対象施設の利用者総数は年間約140万人で、どの施設も毎年ほぼ一定数、利用されています。福島市体育館・武道館は平成30年10月に再整備され、供用を再開しています。

<表3：対象施設の利用状況>

No.	施設・建物名	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	備 考
1	国体記念体育館	305,197	360,341	348,171	341,385	330,116	330,076	
2	相撲場	630	1,535	935	1,770	1,074	1,255	
3	福島市体育館・武道場	157,794	154,599	※-	-	-	-	
4	南体育館	54,231	56,445	56,843	48,579	44,923	46,858	
5	東部体育館	43,657	41,610	50,298	47,198	46,875	49,374	
6	西部体育館	44,606	40,852	46,433	46,566	49,058	49,103	
7	清沢地区体育館	5,651	8,599	8,383	8,220	8,520	7,417	
8	湯野地区体育館	24,080	23,234	17,597	23,252	23,499	25,441	
9	松川地区体育館	21,719	21,077	22,369	20,666	19,917	24,142	
10	飯野地区体育館	5,905	8,536	8,277	9,370	8,599	7,040	
11	飯野野球場	3,419	2,834	3,144	3,370	3,246	2,165	
12	中央市民プール	1,580	8,614	6,140	6,935	5,635	2,229	
13	森合市民プール	21,591	24,903	24,237	30,381	26,369	22,341	
14	弓道場	4,259	10,871	18,864	15,794	14,365	18,661	
15	庭球場	202,365	200,090	194,954	187,151	167,754	163,188	
16	飯坂武道場	24,236	21,011	15,663	10,324	9,198	13,242	
17	飯坂野球場	9,612	9,642	440	6,026	7,476	7,111	
18	十六沼公園サッカー場	70,937	134,473	177,370	181,342	182,412	166,791	
19	十六沼公園スケートボードパーク	733	1,621	1,652	1,256	1,350	1,030	
20	十六沼公園屋根付運動場	-	-	-	-	13,312	21,072	
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	81,366	138,237	151,747	156,712	157,989	145,900	
22	信夫ヶ丘競技場	68,012	118,744	97,852	96,882	84,408	91,102	
23	信夫ヶ丘球場	29,927	44,516	47,542	38,433	35,027	30,247	
24	長老橋運動公園運動施設	4,235	3,905	4,976	3,359	4,322	4,421	
25	荒川運動公園運動施設	-	59,092	55,354	52,054	36,730	38,969	
26	須川運動公園運動施設	12,566	8,606	6,684	2,966	7,014	6,228	
27	松川運動公園運動施設	46,079	32,837	26,990	8,757	24,492	23,697	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	34,355	29,509	33,804	38,025	37,890	30,917	
29	蓬萊中央公園運動施設	24,450	24,696	20,809	22,876	18,857	21,218	
30	森合運動公園多目的広場	-	-	-	-	-	-	
31	千貫森庭球場	-	2,283	2,407	4,631	4,647	4,773	
32	パークゴルフ場	-	-	-	19,480	25,696	26,643	
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	-	-	11	2	18	26	
34	野田地区運動場	4,860	3,785	2,409	3,007	2,299	780	
35	上鳥渡地区運動場	1,318	1,550	1,722	1,926	2,116	2,003	
36	下川崎地区運動場	5,050	5,527	6,708	9,508	8,994	8,116	
37	庭坂簡易運動場	809	35	35	45	38	84	
38	平野地区運動場	2,944	2,895	2,673	2,939	3,710	2,547	
39	飯野地区運動場	-	-	-	-	-	-	
40	クレー射撃場	4,181	3,922	3,527	3,370	3,028	3,263	
計		1,322,354	1,611,026	1,467,020	1,454,557	1,420,973	1,399,470	

※ 平成24～25年度は体育館と武道館の利用者合計値を示す。

「-」は新設や取壊し等により利用者統計がない施設を示す。

(3) 避難場所等の指定状況

指定緊急避難場所は災害の危険から命を守るために緊急的に非難する場所（駐車場・グラウンド、公園等）として対象施設の内、11箇所が指定されています。指定避難所は一定の期間避難生活をする場所（学校の体育館等）として対象施設の内、8箇所の建物が指定されています。

荒川運動公園と信夫ヶ丘運動公園を含む信夫ヶ丘緑地は広域避難場所に指定されていますが、水害予想時には使用できません。

ヘリポートは対象施設の駐車場やグラウンドに緊急場外ヘリポートが2箇所、ヘリコプター緊急場外離着陸場が6箇所（緊急場外ヘリポートとの重複を含む）、ドクターヘリ場外離着陸場が7箇所（ヘリコプター緊急場外離着陸場との重複を含む）、指定されています。

＜表4：対象施設の避難場所等の指定状況＞

No.	施設・建物名	対象となる異常な現象の種類					指定 緊急避難 場所	指定 避難 所	ヘリポ ート指 定	備 考
		洪水	土砂 災害	地震	大規模 な火災	火山 現象				
1	国体記念体育館	－	○	○	○	－	指定	指定	無	
2	相撲場						無	無	無	
3	福島市体育館・武道場	○	○	○	○	○	指定	指定	無	
4	南体育館	○	○	○	○	○	指定	指定	無	
5	東部体育館	－	－	○	○	○	無	指定	無	
6	西部体育館	○	○	○	○	－	無	指定	無	
7	清沢地区体育館	○	－	○	○	○	指定	無	無	
8	湯野地区体育館	○	○	－	○	○	指定	指定	無	
9	松川地区体育館						無	無	無	
10	飯野地区体育館	○	○	○	○	○	指定	指定	無	
11	飯野野球場						無	無	臨時 場外	
12	中央市民プール						無	無	無	
13	森合市民プール						無	無	無	
14	弓道場						無	無	無	
15	庭球場						無	無	無	
16	飯坂武道場						無	無	無	
17	飯坂野球場						無	無	緊急 場外	
18	十六沼公園サッカー場						無	無	無	
19	十六沼公園スケートボードパーク						無	無	無	
20	十六沼公園屋根付運動場						無	無	無	
21	十六沼公園（体育館・スポーツ広場・テニスコート）	○	○	○	○	○	指定	指定	緊急 場外	
22	信夫ヶ丘競技場	－	○	○	○	－	指定	無	臨時 場外	
23	信夫ヶ丘球場						無	無	緊急 場外	
24	長老橋運動公園運動施設						無	無	無	
25	荒川運動公園運動施設						無	無	緊急 場外	広域避難場所に指定されている。水害予想時は使用不可
26	須川運動公園運動施設						無	無	緊急 場外	
27	松川運動公園運動施設	－	○	○	○	－	指定	無	無	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設						無	無	ドク ター ヘリ	広域避難場所に指定されている。水害予想時は使用不可
29	蓬萊中央公園運動施設	○	○	○	○	○	指定	無	無	
30	森合運動公園多目的広場	○	○	○	○	○	指定	無	無	
31	千貫森庭球場						無	無	無	
32	パークゴルフ場						無	無	無	
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス						無	無	無	
34	野田地区運動場						無	無	無	
35	上鳥渡地区運動場						無	無	無	
36	下川崎地区運動場						無	無	無	
37	庭坂簡易運動場						無	無	無	
38	平野地区運動場						無	無	無	
39	飯野地区運動場						無	無	無	
40	クレー射撃場						無	無	無	

(4) 老朽化の状況

本市のスポーツ施設は平成7年のふくしま国体開催前に集中して整備した施設が多く、竣工から25年程度経過している施設となります。

築50年以上の施設は信夫ヶ丘競技場と湯野地区体育館の2施設、築40～49年の施設は清沢地区体育館や飯坂野球場、庭球場、森合市民プール、河川敷の運動施設など12施設あります。これらの施設内の内、建築施設は昭和56年の耐震基準の変更新前に竣工した建築物にあたります。

<表5：対象施設の老朽化状況>

No.	施設・建物名	延床面積	敷地面積	建築面積	建築以外	取得 年度	経過 年数	主要 構造	備 考
1	国体記念体育館	10,147.71	22,616.90	7,487.10	15,129.80	1994	25	RC	
2	相撲場	230.00	1,336.00	230.00	1,106.00	1994	25	木造	
3	福島市体育館・武道場	7,575.70	10,490.33	4,971.98	5,518.35	2018	1	RC	
4	南体育館	1,555.03	7,616.36	1,532.13	6,084.23	1990	29	SRC	令和元年度屋根防水工事済
5	東部体育館	1,376.41	3,687.81	1,496.42	2,191.39	1989	30	S	令和2年度屋根防水工事予定
6	西部体育館	2,966.16	4,959.00	2,966.16	1,992.84	1993	26	S	
7	清沢地区体育館	233.00	6,462.00	233.00	6,229.00	1979	40	S	
8	湯野地区体育館	1,047.88	21,024.00	1,047.88	19,976.12	1964	55	SRC	
9	松川地区体育館	698.00	10,739.00	698.00	10,041.00	1973	46	S	
10	飯野地区体育館	1,201.00	7,105.24	1,201.00	5,904.24	1985	34	S	
11	飯野野球場	6.00	17,148.00	6.00	17,142.00	1985	34	CB	
12	中央市民プール	2,655.92	11,293.35	2,381.23	8,912.12	1987	32	RC	令和元年度～改修
13	森合市民プール	679.52	10,000.00	679.52	9,320.48	1974	45	RC	事務所のみ平成2年度建築
14	弓道場	131.16	487.50	131.16	356.34	1991	24	木造	建築面積は射場等分
15	庭球場	521.42	13,195.00	521.42	12,673.58	1978 1986	41 33	RC	建築面積は管理棟等分 休憩所の一部は昭和53年度建築
16	飯坂武道場	239.74	560.00	239.74	320.26	1992	27	S	
17	飯坂野球場	33.53	20,842.00	47.91	20,794.09	1979	40	木造	建築面積はトイレ分 平成26年度トイレ建築
18	十六沼公園サッカー場	-	47,624.00	-	47,624.00	2006	13	-	倉庫あり面積不明
19	十六沼公園スケートボードパーク	9.00	1,200.00	9.00	1,191.00	2008	11	木造	建築面積はパーク事務室分
20	十六沼公園屋根付運動場	1,326.63	8,440.17	1,326.63	7,113.54	2016	3	S	
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	1,886.68	177,000.00	1,886.68	175,113.32	1993	26	RC	平成30年度に屋根防水工事済
22	信夫ヶ丘競技場	2,778.54	37,774.00	2,087.32	35,686.68	1951 1977	68 42	RC	メインスタンドのみ昭和26年建築
23	信夫ヶ丘球場	4,796.27	25,548.00	4,796.27	20,751.73	1951	68	RC	平成元年メインスタンド改築 令和元年度メインスタンド改築
24	長老橋運動公園運動施設	-	17,600.00	-	17,600.00	1970	49	-	
25	荒川運動公園運動施設	-	58,435.00	-	58,435.00	1971	48	-	
26	須川運動公園運動施設	-	18,000.00	-	18,000.00	1971	48	-	
27	松川運動公園運動施設	-	36,722.00	-	36,722.00	1974	45	-	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	-	45,000.00	-	45,000.00	1976	43	-	
29	蓬萊中央公園運動施設	-	14,736.00	-	14,736.00	1979	40	-	
30	森合運動公園多目的広場	-	10,000.00	-	10,000.00	2003	16	-	
31	千貫森庭球場	40.00	557.00	40.00	517.00	1994	25	木造	建築面積は更衣室分
32	パークゴルフ場	304.74	42,234.00	304.74	41,929.26	2015	4	木造	建築面積はクラブハウス分
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	107.20	107.20	107.20	-	1973	46	RC	
34	野田地区運動場	10.00	8,051.59	10.00	8,041.59	1989	30	木造	建築面積はトイレ分
35	上鳥渡地区運動場	-	4,359.00	-	4,359.00	1980	39	-	敷地面積が同じ
36	下川崎地区運動場	-	4,359.00	-	4,359.00	2001	18	-	敷地面積が同じ
37	庭坂簡易運動場	-	5,687.77	-	5,687.77	1992	27	-	トイレあり、プレハブ小屋あり
38	平野地区運動場	-	5,320.00	-	5,320.00	2002	17	-	
39	飯野地区運動場	39.75	5,677.55	39.75	5,637.80	1998	21	木造	建築面積は物置分
40	クレー射撃場	287.25	153,653.00	287.25	153,365.75	2003	16	-	建築面積は管理棟等分
計		42,884.24	897,647.77	36,765.49	860,882.28				

※S:鉄骨造、RC:鉄筋コンクリート造、SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造、CB:コンクリートブロック造を示す
(令和元年10月1日現在)

築30～39年の施設は飯坂野球場や庭球場、中央市民プールなど7施設あり、築30年を越えているため、順次、大規模修繕工事が必要になります。

築20～29年の施設は国体記念体育館や相撲場、南体育館、弓道場など10施設あり、築10～19年の施設は十六沼公園のサッカー場やスケートボードパーク、クレ射撃場など6施設あります。

築10年未満の施設は平成30年度に完成した福島市体育館・武道場や十六沼公園の屋根付運動場、パークゴルフ場の3施設になります。

各施設の劣化状況調査の結果を以下にまとめます。

<表6：劣化状況調査の結果>

No.	施設・建物名	建設 年度	経過 年数	主要 構造	建築物					屋外 施設	備 考
					屋根 屋上	外壁	内装	電気	機械		
1	国体記念体育館	1993	26	RC	B	B	B	B	B	B	
2	相撲場	1994	25	木造						B	
3	福島市体育館・武道場	2018	1	RC	A	A	A	A	A	A	
4	南体育館	1989	30	SRC	B	B	B	B	B		
5	東部体育館	1989	30	S	B	B	B	B	B		
6	西部体育館	1992	27	S	C	B	B	B	B		
7	清沢地区体育館	1978	41	S	C	D	D	C	C	C	
8	湯野地区体育館	1964	55	SRC	B	D	D	C	C	C	
9	松川地区体育館	1972	47	S	B	C	C	C	C	C	
10	飯野地区体育館	1984	35	S	B	B	C	B	B		
11	飯野野球場	1984	35	CB						C	
12	中央市民プール	1986	33	RC	B	C	B	B	B	C	
13	森合市民プール	1990	29	RC	B	B	B	B	B	B	
14	弓道場	1991	28	木造						B	
15	庭球場	1986	33	RC						B	
16	飯坂武道場	1991	28	S	C	B	B	B	B		
17	飯坂野球場	1979	40	木造						B	
18	十六沼公園サッカー場	2005	14	-						B	
19	十六沼公園スケートボードパーク	2008	11	木造						B	
20	十六沼公園屋根付運動場	2016	3	S	A	B	A	A	A		
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	1993	26	RC	A	B	B	B	B	B	
22	信夫ヶ丘競技場	1950	69	RC	D	C	C	C	C		
	信夫ヶ丘競技場	2012	7							C	グラウンドは平成24年に改修を行っている
23	信夫ヶ丘球場	1989	30	RC	A	B	B	B	B		メインスタンドは平成元年に改修を行っており、令和元年度に改修を行っている
	信夫ヶ丘球場	1951	68							B	
24	長老橋運動公園運動施設	1970	49	-						B	
25	荒川運動公園運動施設	1970	49	-						-	令和元年台風19号の被害で利用不可、現在は復旧中のため判定対象外
26	須川運動公園運動施設	1970	49	-						B	
27	松川運動公園運動施設	1973	46	-						B	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	1975	44	-						-	令和元年台風19号の被害で利用不可、現在は復旧中のため判定対象外
29	蓬萊中央公園運動施設	1978	41	-						B	
30	森合運動公園多目的広場	2002	17	-						B	
31	千貫森庭球場	1993	26	木造						B	
32	パークゴルフ場	2015	4	木造						B	
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	1972	47	RC						C	
34	野田地区運動場	1989	30	木造						B	
35	上鳥渡地区運動場	1980	39	-						C	
36	下川崎地区運動場	2001	18	-						B	
37	庭坂簡易運動場	1992	27	-						C	
38	平野地区運動場	2002	17	-						B	
39	飯野地区運動場	1997	22	木造						B	
40	クレ射撃場	2003	16	-						B	

(令和元年10月1日現在)

劣化状況調査では以下の基準で評価を行いました。

<表 7：劣化状況調査の評価基準>

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である ・緊急の補修の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの
B	・全体的に健全であるが、部分的劣化が進行している ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	・全体的に劣化が進行している ・現時点では重大な事故につながらないが、利用を続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要とされるもの
D	・全体的に顕著な劣化である ・重大な事故につながる恐れがあり、使用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの

劣化状況調査の結果では福島市体育館・武道場や十六沼公園屋根付運動場など、最近建設された2箇所の施設の評価が「A」で、清沢地区体育館や湯野地区体育館、松川地区体育館、信夫ヶ丘競技場のスタンドの4施設は「C」が多く、一部には「D」評価もあるため、「C」評価でした。残りの10施設は概ね「B」評価でした。

屋外施設は飯野野球場や信夫ヶ丘競技場、あぶくま川サイクリングロード、上鳥渡地区運動場、庭坂簡易運動場の4施設が「C」評価でした。残りの18施設は「B」評価でした。なお、屋外施設を併設している建築施設は屋外施設を含めた評価としました。

<表 8：劣化状況調査の集計>

(単位:箇所)

建築施設		屋外施設	
A	2	A	0
B	10	B	18
C	4	C	4
D	0	D	0
計	16	計	22

※屋外2施設は判定対象外

(5) スポーツ施設に関する課題

①少子高齢化社会と人口減少

本市では平成13年より人口が減少に転じて以降、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いています。老年人口は増え続け、年少人口の減少傾向が続いており、これに伴い、小学校の児童数や中学校の生徒数も減少しています。将来のスポーツを担う子供たちの人口が減っていることはスポーツ施設の利用者も減少することになり、将来的には利用者の少ない施設が発生することと考えられます。施設の利用者が減少しても維持費は利用者が多い場合と同じように発生するので、市民1人当たりの維持管理費用は増えていくこととなります。今後の利用者数の減少を踏まえ、施設の統廃合や他施設との共同利用、多目的利用など、施設の集約化が課題になります。

⇒施設の集約化

②施設の老朽化と維持管理費

市内のスポーツ施設は平成7年に開催されたふくしま国体の前に整備された施設が多く、今後10年で築30年以上の建築物が多く、大規模改修の時期に差し掛かります。また、福島市公共施設等総合管理計画(平成30年7月一部改定)でも今後40年間の公共施設の改修・更新費の平均値が現在の改修・更新費の1.3倍となっています。

そのため、従来通りの建設から30年で大規模改修を行い、60年で更新する事後保全型維持管理方式から、計画改修を行う予防保全型管理に転換し、施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、老朽化した施設の更新や廃止などの検討を行うとともに、費用の集中を避けるため、緊急性の高い施設より順次、更新や改修を行うなどの優先順位や費用の平準化を図る必要があります。

⇒長寿命化と平準化

第3章 スポーツ施設の現状評価【1次評価】

(1) 施設の評価方法

個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用に必要となる施設の性能を把握するため、基礎情報を整理し、その情報に基づき、個別施設の方向性及び整備手法を検討し、その評価結果を取りまとめます。

1) 安全性・機能性に関する基礎情報

「安全性・機能性」の分析のための基礎情報を劣化状況（健全度状況）や対策の実施状況等について整理を行います。

【状況把握のポイント】

- ・安全性については、劣化状況が利用者や第三者の安全に与える影響を把握します。
- ・機能性については、施設機能（性能）を維持するために必要となる空間性能、室内環境性能等の劣化や運用に関連する問題及びバリアフリー対策、省エネルギー対策、災害対策等の状況を把握します。
- ・法令への適合状況については、建築基準法、消防法等に係る法定点検結果から是正の有無及び是正実施の有無を把握します。
- ・屋外スポーツ施設については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課）に準じ、各施設の健全度に関する基礎情報を把握します。
- ・スポーツ施設の安全対策については、スポーツの場を安全な状態で提供していくため、スポーツ施設に係る事故例等を参考としながら、必要となる安全対策の実施状況を把握します。

<表9：「安全性・機能性」に関する基礎情報の収集項目>

項目	整理・収集項目
安全性	・ 経過年数 ・ 躯体の劣化状況（剥離、ひび割れ） ・ 屋根、外壁材の劣化状況（剥離、ひび割れ） 等
機能性	・ 内装の劣化状況（天井、壁、床、建具等） ・ 附帯設備（トイレ、更衣室等）の整備状況 ・ バリアフリー対応の状況 等
法令への適合状況	・ 建築基準法：定期点検報告 等 ・ 消防法：消防用設備等点検の報告 等
屋外スポーツ施設の状況	・ 舗装の健全度 ・ 附帯施設の健全度（フェンス、観覧席） 等
スポーツ施設の安全対策	・ 屋内フローア、屋外コートの状況等 ・ AED等の設置状況 等

2) 経済性に関する基礎情報

「経済性」の分析のための基礎情報とし、コスト（更新・修繕費、運営維持管理費、光熱水費・通信費）及び利用料金等の収入に関する情報や利用に関する情報を整理します。

【状況把握のポイント】

- ・更新・修繕費については、公共施設等総合管理計画の策定に用いられる「公共施設更新費用試算ソフト（総務省）」を用いて算出します。
- ・運営維持管理費、光熱水費・通信費、利用料金等の収入に関する情報を整理します。

＜表 10：「経済性」に関する基礎情報の収集項目＞

項目	整理・収集項目
更新・修繕費	・ 今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	・ 各種委託料(清掃、警備等)、指定管理料 等
光熱水費・通信費	・ 電気、ガス、水道、下水道、通信
収入	・ スポーツ施設の利用料金、利用者数

3) 耐震性に関する基礎情報

対象施設のうち建築物について、耐震性を把握し整理を行います。

なお、耐震診断が実施されている場合は、その結果を把握し、耐震診断が実施されていない場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震促進法）により、不特定多数のものが利用する昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物のうち、特定の用途や一定規模以上のものを「特定建築物」とし、耐震性の確認と改修に関して努力義務が規定されているため、該当する建築物であるかを把握します。

＜表 11：「耐震性」に関する基礎情報の収集項目＞

項目	整理・収集項目
適合する耐震基準	・ 昭和56年以前の耐震基準(旧耐震基準)
耐震診断	・ 診断実施の有無、耐震改修の必要性の有無
耐震改修	・ 耐震改修の実施の有無

※耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認申請において適用された基準が「旧耐震基準」という。これに対し、昭和56年6月1日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

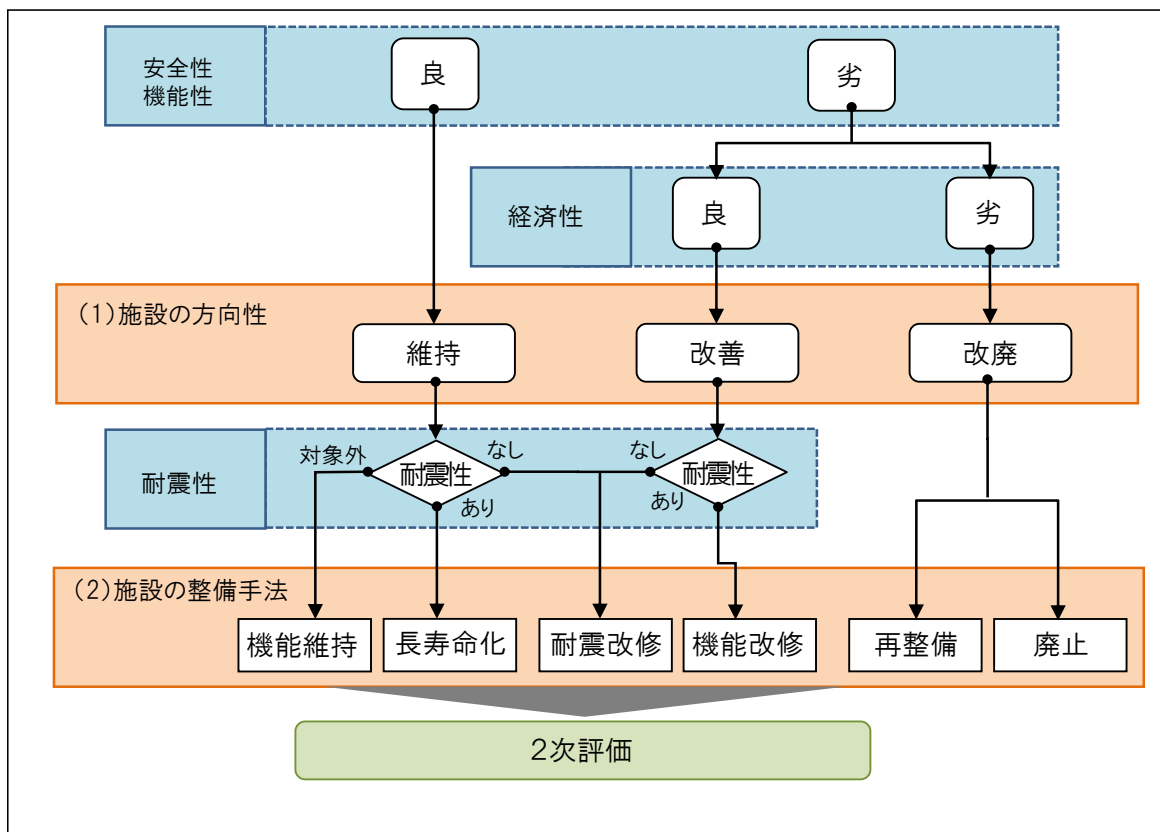
(2) 個別施設の方向性の検討

収集した情報をもとに施設の現状を評価し、評価結果をもとに個々のスポーツ施設の「方向性」及び「整備手法」を検討します。

「個別施設の方向性の検討 【1次評価】」は、スポーツ施設の安心・安全な利用のために必要となる最小限の基礎情報に基づき、施設の方向性等を簡易的に検討します。

この後に示す「スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】」を行い、個別施設計画を立案します。

<図5：個別施設の方向性の検討（1次評価のフローチャート）>



1) 施設の方向性の検討

個々の施設に対して、「維持」「改善」「改廃」の施設の方向性の検討を行います。

①「安全性・機能性」の評価

- ・個々の施設に対し劣化状況の調査（現地調査）を実施し、健全度状況について「A・B・C・D」の4段階評価を行います。
- ・劣化状況の調査を基に、「基礎情報」において項目分類された「安全性」「機能性」「法令への適合状況」「屋外スポーツ施設の状況」「スポーツ施設の安全対策」ごとに「A・B・C・D」の4段階評価を行います。
- ・上記の「劣化状況の調査」及び「項目ごとの評価」をもとに、「安全性・機能性」について「良」又は「劣」の評価を行います。
- ・「安全性・機能性」の評価が「良」となった施設の方向性については「維持」とし、「劣」となった施設については、「経済性」の評価を行います。

＜表 1 2：劣化状況調査（現地調査）による健全度状況の評価基準＞

個別項目評価基準(現地調査による健全度状況)	評価
・ 全体的に健全である ・ 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの	A
・ 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している ・ 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの	B
・ 全体的に劣化が進行している ・ 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、又は更新が必要なもの	C
・ 全体的に顕著な劣化である ・ 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止、又は緊急な補修若しくは更新が必要とされるもの	D

＜表 1 3：「安全性・機能性」の評価の考え方＞

評価基準	評価
・ 全体的に劣化、不具合等の事象が確認されない ・ 部分的な劣化、不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い(日常的な保守管理及び経過観察により対応) ・ 法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている(改善予定も含む) ・ スポーツ施設の安全対策がなされている	良
・ 全体的な劣化、不具合等、又は著しい劣化、不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である ・ 劣化、不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である ・ 法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、又は重大な事故、施設の利用制限が想定される ・ 重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない	劣

②「経済性」の評価

前項①「安全性・機能性」の評価において、「劣」と評価された施設について評価を行います。

- ・「改善コスト」及び「維持管理コスト」については、公共施設更新費用試算ソフト（総務表）を用いて試算し、評価を行います。

なお、評価を行えない建物及び屋外スポーツ施設については、現況評価、竣工年により評価を行います。

- ・収入については、利用者数及び利用料について整理を行い、推移の考察により評価を行います。
- ・上記の「改善コスト・維持管理コストの評価」及び「収入の評価」をもとに、「経済性」について、「良」又は「劣」の評価を行います。
- ・「経済性」の評価が「良」となった施設の方向性については「改善」とし、「劣」となった施設については「改廃」とします。

<表 1 4 : 「改善コスト」「維持管理コスト」の評価基準>

評価基準(公共施設更新費用試算ソフトによる評価)	評価基準
・ 10年以上、大規模改修が必要とならない施設	A
・ 10年以内に、大規模改修が必要となる施設	B
・ 築31年以上で、10年以内に大規模改修が必要となる施設	C
・ 10年以内に、建替えが必要となる施設	D

<表 1 5 : 「収入」の評価基準>

評価基準(利用者数、利用料の推移)	評価基準
・ 年々増加傾向にあり、今後も増加の傾向がみられる	A
・ 年により減少傾向もみられるが、最近では増加の傾向がみられる	B
・ 年によりばらつきはあるが、並行した推移がみられる	C
・ 年により増加傾向もみられるが、最近では下降の傾向がみられる	C
・ 年々減少傾向にあり、今後も下降の傾向がみられる	D

<表 1 6 : 「経済性」の評価基準>

評価基準	評価
・ 改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない ・ 収入が多く、今後も施設利用が見込める ・ 維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある	良
・ 改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない ・ 相対的、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い	劣

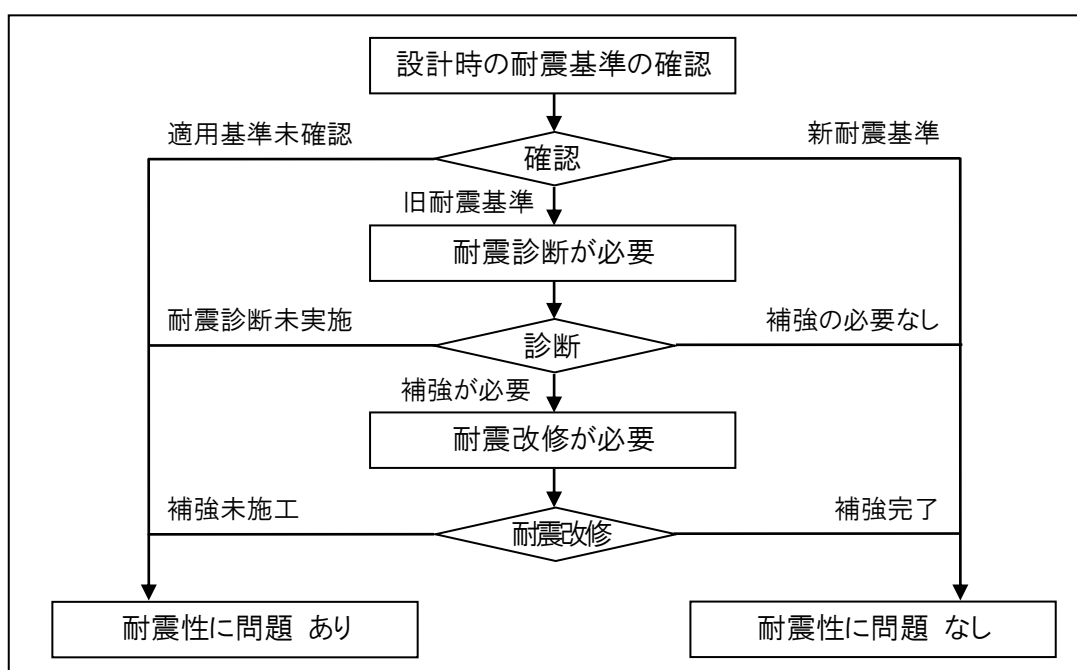
2) 施設の整備手法の検討

施設の方向性が「維持」又は「改善」となった施設（建築物）は、「耐震性」の評価を行い、整備手法について検討を行います。

①「耐震性」の評価

- ・ 基礎情報の収集した情報をもとに、評価を行います。
- ・ 耐震診断を実施している建築物のうち、「耐震改修の必要性がない」と診断された建築物は、「耐震性に問題なし」と評価します。
- ・ 耐震診断を実施している建築物のうち、「耐震改修の必要性があり」と診断され、耐震改修が未実施の場合「耐震性に問題あり」と評価します。
- ・ 旧耐震基準（昭和56年以前）で設計された建物は耐震診断の実施が必要であるため、その実施有無及び耐震診断結果を確認します。

<表17:「耐震性」評価のフローチャート>



②施設の整備手法

- ・施設の方向性が「維持」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は整備手法を「耐震改修」又は「再整備」とします。耐震性に問題がない場合は、整備手法を「長寿命化」とし、計画的な保全により、建築物を適切に維持します。
- ・施設の方向性が「改善」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は整備手法を「耐震改修」とします。耐震性に問題がない場合は、整備手法を「機能改修」とします。なお、「耐震改修」と合わせて、機能改修を実施することが効率的である場合は、同時に実施しても良いものとします。
- ・屋外施設等の建築物として取り扱われない施設は、「耐震化」の評価は実施しません。施設の方向性で「維持」となった施設の整備手法は「機能維持」、「改善」となった施設の整備手法は「機能改修」とします。
- ・施設の方向性が「改廃」となった施設の整備手法は、「再整備」若しくは「廃止」となりますが、この判断については、「維持管理の基本的な方針」の中で【２次評価】を実施します。ただし、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては、この評価で「廃止」と判断することは可能とします。

＜表１８：施設の方向性及び整備手法の概要＞

方向性	整備手法	内容
維持	機能維持	施設の機能を維持しながら、長期的に使用し続ける
	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する
改廃	再整備(改築)	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に新たに施設を整備する
	廃止	施設を解体する

3) 評価結果のとりまとめ

個々のスポーツ施設に対し、施設の方向性及び整備手法の評価をとりまとめた結果は以下のとおりです。

＜表 19：個別施設の方向性の検討【1次評価】＞

No.	施設・建物名	安全性・機能性							評価	経済性					評価	施設の方向性	耐震性			評価	整備手法
		劣化調査健全度	安全性	機能性	法令適合性	屋外運動施設	安全対策	AED設置		改善コスト	維持管理コスト	使用料有無	稼働率	収入			設置年	耐震基準	耐震診断の実施		
1	国体記念体育館	B	B	B	B	-	B	○	良			有料	62.9			維持	1994	新		問題なし	長寿命化
2	相撲場	-	-	-	-	B	B		良			有料	14.3			維持	1994	新		問題なし	機能維持
3	福島市体育館・武道場	A	B	A	B	-	A		良			有料	未集計			維持	2018	新		問題なし	長寿命化
4	南体育館	B	A	B	B	-	B	○	良			有料	46.6			維持	1990	新		問題なし	長寿命化
5	東部体育館	B	B	B	C	-	B	○	良			有料	100.0			維持	1989	新		問題なし	長寿命化
6	西部体育館	B	B	B	B	-	B	○	良			有料	97.2			維持	1993	新		問題なし	長寿命化
7	清沢地区体育館	D	C	C	C	C	C		劣	C	C	無料	56.9	B	良	改善	1979	旧	未診断	問題あり	耐震改修
8	湯野地区体育館	D	C	C	C	C	C		劣	D	D	無料	67.6	B	良	改善	1964	旧	未対応	問題あり	耐震改修
9	松川地区体育館	C	C	C	B	C	C		劣	C	C	無料	74.2	B	良	改善	1973	旧	未対応	問題あり	耐震改修
10	飯野地区体育館	B	B	C	C	-	B	○	劣	C	C	無料	37.0	C	劣	改廃	1985	新		問題なし	再整備、廃止
11	飯野野球場	-	-	-	-	C	C		劣	D	D	無料(有料)	10.0	C	劣	改廃	1985	新		問題なし	再整備、廃止
12	中央市民プール	D	C	C	C	C	B	○	劣	C	C	有料	97.3	C	劣	改廃	1987	新		問題なし	再整備、廃止
13	森合市民プール	B	B	B	B	B	B	○	良			有料	100.0			維持	1974	旧	対応済	問題なし	長寿命化
14	弓道場	-	-	-	-	B	B		良			有料	99.7			維持	1991	新		問題なし	機能維持
15	庭球場	-	-	-	-	B	B	○	良			有料	62.3			維持	1978 1986	旧	未対応	対象外	機能維持
16	飯坂武道場	B	B	B	B	-	B		良			有料	92.4			維持	1992	新		問題なし	長寿命化
17	飯坂野球場	-	-	-	-	B	B		良			有料	32.6			維持	1979	旧	未対応	対象外	機能維持
18	十六沼公園サッカー場	-	-	-	-	B	A	○	良			有料	84.6			維持	2006			対象外	機能維持
19	十六沼公園スケートボードパーク	-	-	-	-	B	B	○	良			有料	74.2			維持	2006			対象外	機能維持
20	十六沼公園屋根付運動場	A	A	A	A	-	A	○	良			有料	81.5			維持	2016	新		問題なし	長寿命化
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	B	B	B	C	B	B		良			有料	88.6			維持	1993	新		問題なし	長寿命化
22	信夫ヶ丘競技場	C	D	C	C	C	B	○	劣	D	D	有料	60.0	B	良	改善	1951 1977	旧	未診断	問題あり	耐震改修
23	信夫ヶ丘球場	B	B	B	B	B	B	○	良			有料	18.8			維持	1989	新		問題なし	長寿命化
24	長老橋運動公園運動施設	-	-	-	-	B	B		良			無料	44.3			維持	1970			対象外	機能維持
25	荒川運動公園運動施設	-	-	-	-	-	-		-			無料	29.0			維持	1971			対象外	機能維持
26	須川運動公園運動施設	-	-	-	-	B	B		良			無料	38.5			維持	1971			対象外	機能維持
27	松川運動公園運動施設	-	-	-	-	B	B		良			無料	58.6			維持	1974			対象外	機能維持
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	-	-	-	-	-	-		-			無料	51.2			維持	1976			対象外	機能維持
29	蓬萊中央公園運動施設	-	-	-	-	B	B		良			無料	35.5			維持	1979			対象外	機能維持
30	森合運動公園多目的広場	-	-	-	-	B	B	○	良			無料	未集計			維持	2003			対象外	機能維持
31	千貫森庭球場	-	-	-	-	B	B		良			有料	未集計			維持	1994			対象外	機能維持
32	パークゴルフ場	-	-	-	-	B	B	○	良			有料	52.6			維持	2015			対象外	機能維持
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	-	-	-	-	C	C		劣	C	C	無料	未集計	-	劣	改廃	1973			対象外	再整備、廃止
34	野田地区運動場	-	-	-	-	B	B		良			無料	4.9			維持	1989			対象外	機能維持
35	上鳥渡地区運動場	-	-	-	-	C	C		劣	C	C	無料	5.5	B	良	改善	1980			対象外	機能改修
36	下川崎地区運動場	-	-	-	-	B	B		良			無料	25.7			維持	2001			対象外	機能維持
37	庭坂簡易運動場	-	-	-	-	C	C		劣	C	C	無料	0.6	D	劣	改廃	1992			対象外	再整備、廃止
38	平野地区運動場	-	-	-	-	B	B		良			無料	未集計			維持	2002			対象外	機能維持
39	飯野地区運動場	-	-	-	-	B	B		良			無料	未集計			維持	1998			対象外	機能維持
40	クレー射撃場	-	-	-	-	B	B		良			有料	91.1			維持	2003			対象外	機能維持

＜表 20：【1次評価】の結果＞

(単位:箇所)

施設の方向性		整備手法	
維持	30	機能維持	20
		長寿命化	10
改善	5	耐震改修	4
		機能改修	1
改廃	5	再整備、廃止	5

施設の方向性では「維持」が30箇所、「改善」が清沢地区体育館や湯野地区体育館、松川地区体育館、信夫ヶ丘競技場、上鳥渡地区運動場の5箇所、「改廃」が飯野地区体育館や飯野野球場、中央市民プール、庭坂簡易運動場、あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウスの5箇所です。

整備手法では「機能維持」が屋外施設20箇所、「長寿命化」が建築施設10箇所、「耐震改修」が4箇所、「機能改修」が1箇所、「再整備、廃止」が5箇所です。

なお、荒川運動公園運動施設及び信夫ヶ丘総合運動公園運動施設は、令和元年10月の台風19号の被害で利用ができない状況のため、1次評価は対象外となりますが、便宜上整備手法については、他の運動公園と同様とします。

第4章 維持管理の基本的な方針【2次評価】

(1) 改修等の基本的な方針の検討

1) 基本的な方針の概要

1次評価における施設の方向性をふまえ、個別施設ごとに基本方針を定めます。

＜表21:基本方針の概要＞

基本方針	内容
(スポーツ施設としての)機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しいものについては、建替再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

2) 政策優先度の検討

基本方針の検討に当たって、1次評価において「改善」および「改廃」となった施設においては「政策優先度」を評価します。

政策優先度については、「利用状況」や「ニーズ」により定量的に評価することも可能ですが、できる限りスポーツに関する全体方針とスポーツ環境に関する情報に基づき、総合的に検討を行います。

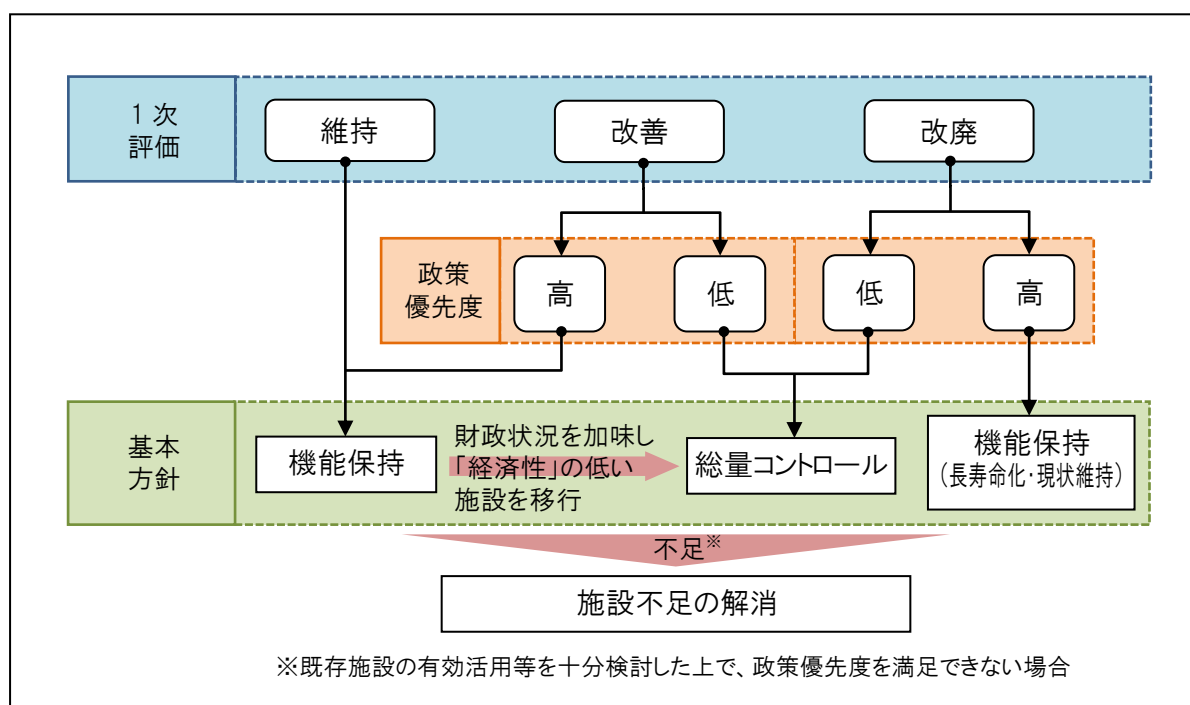
＜表22:政策優先度の評価基準＞

評価基準	評価
- 施設利用が多い。 - 現在の施設利用者の満足度が高い。 - 運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。 - 障害者スポーツが盛んに行われている。 - 圏域にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。 - 整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。 - 地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定されており、代替できる施設がない。 - 設置された経緯が、地元からの要望である等、地元にとっては重要な施設である。	高
- 施設利用が少ない。 - 現在の施設利用者の満足度が低い。 - 特定の団体が利用し、実利用者が少ない。 - 周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。 - 整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。 - 学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。 - 地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定されていない。若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。	低

3) 基本方針の検討

- ・ 1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とします。
- ・ 1次評価が「改善」若しくは「改廃」となった施設は、「政策優先度」の評価を行います。
- ・ 1次評価が「改善」で、政策優先度が「高」の施設は、基本方針を「機能保持」とし、引き続きスポーツ施設として使用していく施設とします。政策優先度が「低」の施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。
- ・ 1次評価が「改廃」で、政策優先度が「高」の施設については、施設の状態が悪く、改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持」とします。政策優先度が「低」の施設については、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。
- ・ なお、基本方針を「機能保持」とした施設であっても、地方公共団体の財政状況により、維持可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することができます。

<図6:スポーツ施設の基本方針の検討(2次評価)>



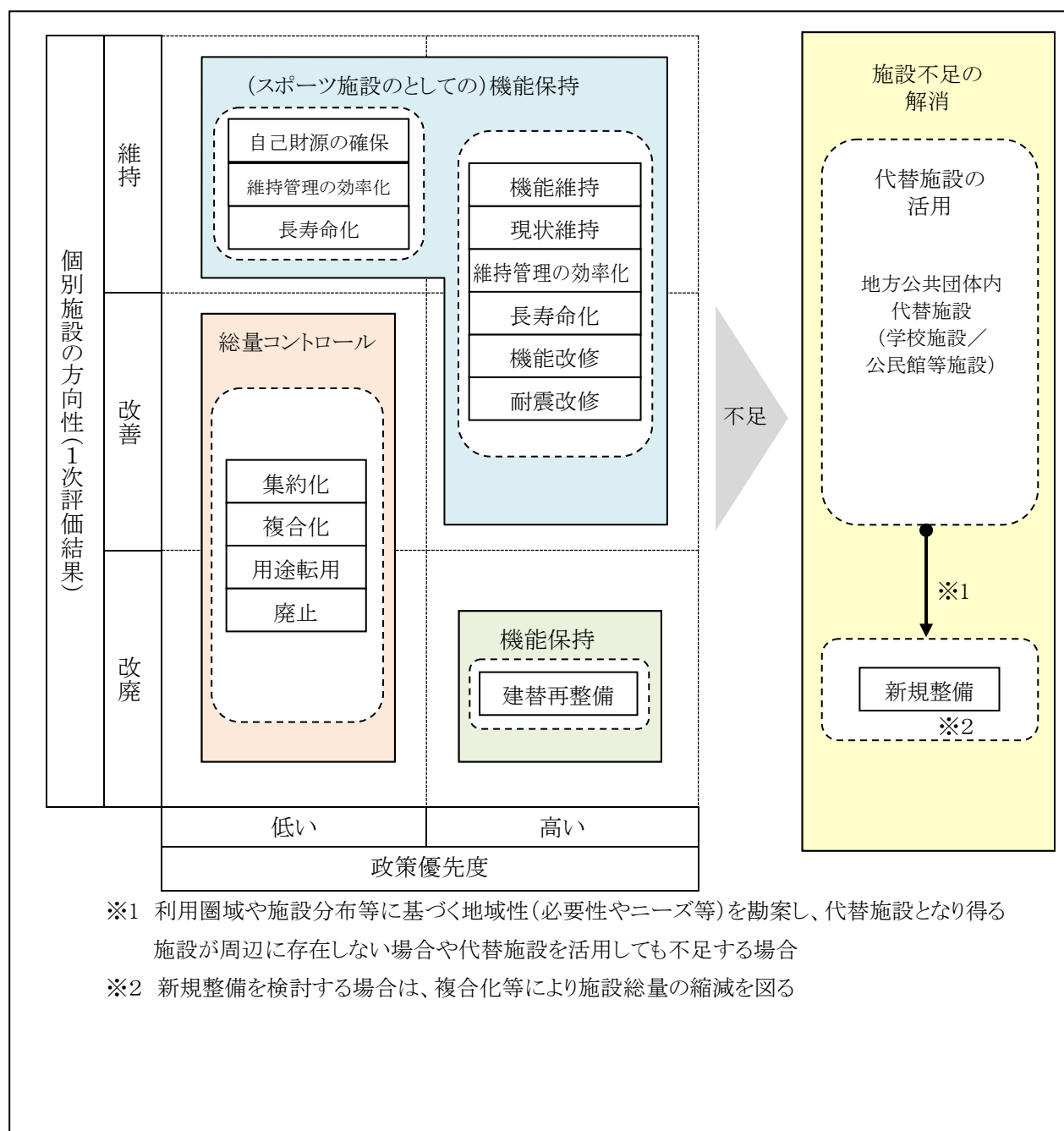
(2) 維持管理の項目と手法

1) 適用可能な手法の選択

スポーツ施設の基本方針に基づき、個別に適用可能な手法及び今後の行動計画を検討します。適用可能な手法の検討には、1次評価と政策優先度を2軸とするマトリクスを踏まえ、施設単位ごとに手法を検討します。

また、利用圏域や施設分布等に基づいて、スポーツ施設の特徴や偏りといった地域性を加味した上で、「総量コントロール」や「施設不足の解消」における適用可能な手法の検討を行います。

<図7:スポーツ施設の基本方針(2次評価)のマトリクス>



2) スポーツ施設の機能保持

「(スポーツ施設としての) 機能保持」における適用手法の考え方は、個別施設の方向性(1次評価)の結果に基づき「長寿命化」「機能改修」「耐震改修」を選択します。

1次評価の結果から「改廃」となった施設のうち、政策優先度が高い施設については「建替再整備」とします。

＜表23:「機能保持」の適用手法＞

手法	内容	解説
機能維持	施設の機能を維持しながら、長期的に使用し続ける	・ 建築施設の場合は「機能維持」の手法を選択する ・ 既存の施設を長期的に使用し続け、必要に応じて改修等を行う
現状維持	施設の機能を維持しながら、長期的に使用し続ける	・ 屋外施設の場合は「現状維持」の手法を選択する ・ 既存の施設を長期的に使用し続け、必要に応じて改修等を行う
維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法を取り入れる	・ 指定管理者や包括管理委託(DBO方式)等により、民間のノウハウによる効率的な管理運営を図る ・ 予約システムや窓口業務のIT化、施設管理のIT化による光熱水費等の削減を図る
長寿命化 (計画的保全)	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する	・ 建物の耐用年数を定め、その期間適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行う ・ 保全計画の策定等により保全に関する業務の効率化を図る ・ 事故等の施設に起因するリスクを回避する(予防保全) ・ 保全コストの平準化により、計画的・効率的な保全を実現し、ライフサイクルコスト(LCC)の削減を図る
機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う	・ 施設の構造体、仕上げ、設備等の経年劣化に対応した改修を行う ・ 設備システムや附帯設備(トイレ、シャワー、更衣室等)等の陳腐化、利用者ニーズの変化への対応等、社会的劣化へ対応するための改修を行う ・ 改修に当たっては施設の運営者のニーズを十分に把握し、利用者数や使用料等による収入の増加を想定した適切な投資を行う
耐震改修	建物の耐震性を確保するために改修を行う	・ 現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設について、耐震改修を行う。
建替再整備	同等の機能を有する施設を整備する	・ 老朽化が進んでいるが政策優先度の高い施設については、建替再整備を行う ・ この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、将来の人口や財政見通しを踏まえランニングコストを想定した持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う

3) 総量コントロール

「総量コントロール」における適用手法の考え方は、個別施設の方向性（1次評価）が「改善」となった施設について、利用圏域や施設分布等に基づく地域性（必要性やニーズ等）を勘案し、「集約化」・「複合化」・用途転用の可能性がない場合は改修費をかけずに「廃止」とします。

＜表24:「総量コントロール」の適用手法＞

手法	内容	解説
集約化	既存の同種の施設を統合する	- 同種の施設があり、利用状況や立地を踏まえて、一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができる等、集約化の可能性がある場合には積極的に集約化を図る - 将来の維持管理の財源確保が難しい場合には、同種の施設の集約化を図りつつ、集約化した施設の運営改善や機能更新により、スポーツ環境の質の低下を最小限にするよう配慮する
複合化	スポーツ施設以外の施設の機能を有した施設と複合化する	- 文教施設等、周辺の公共施設の改築などと合わせて、複合化を図る - スポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設になるため、複合する施設の事業所管部局や財政部局等と調整する - 複合化に際しても、集約化や建替再整備と同様に、スポーツ環境の質の確保や将来にわたって適切なストックとなるよう計画する視点が重要である
用途転用	施設を改修し、他の施設として利用する	- スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、周辺でスポーツ以外の機能が強く要請されている場合には、用途転用を検討する - 転用用途の所管部局や財政部局等と調整する
廃止	施設を解体・撤去する	スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、用途転用の必要性もない場合には、廃止を検討する

4) 施設不足の解消

「施設不足の解消」における適用手法の考え方は、「利用圏域」や「施設分布」等に基づく、地域性（必要性やニーズ等）を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は「新規整備」を検討します。

＜表25:「施設不足の解消」の適用手法＞

手法	内容	解説
地方公共団体内の代替施設の活用	地方公共団体内の学校体育施設や学習センター等のスポーツに活用できる施設、民間のスポーツ施設等を、スポーツ環境として活用する	・ 不足しているスポーツ施設の種別、種目、規模等を確認する ・ 不足するスポーツ施設の代替となり得る施設がどこにあるかを確認する ・ 学校体育館を社会体育施設として運営委員会で管理し、授業や部活動の利用を優先したうえで、一般利用に開放する等、学校開放を最大限活用する ・ 学習センターなどをスポーツ環境として活用するには、施設の所管部局と調整し可能な範囲で連携する ・ 民間のスポーツ施設を代替施設として活用する場合は、民間施設の管理者と調整する
新規整備	新たに施設を整備する	・ 不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認し、既存の施設や代替施設の活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである場合には、複合化等により施設総量の縮減を図るなど、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行いながら施設整備を検討する ・ 補助事業や地方債等の公的資金を活用した事業スキームの検討を行う ・ 民間資金を活用した事業スキームの検討、ランニングコストを想定し将来の人口や財政見通しを踏まえた持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容の検討を行う

第5章 維持管理計画【実施計画】

(1) 実施計画の検討

1) 維持管理の基本方針

「法定耐用年数」や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を上回る期間での長期利用に努めるとともに、次の保全手法により適切な維持管理に努めます。

なお、建物の規模・構造等によりライフサイクルコストの縮減が見込まれるものとして、長寿命化を図る場合の目標使用年数は、70年以上とします。

【予防保全】・・・予防保全を実施することにより、市民サービスの維持や維持管理コストの縮減に効果が期待できるものであって、次の建物を対象に実施します。

- ①主たる建物の構造が木造以外の建築物
- ②昭和56年6月以降（新耐震基準）の建築物
- ③階数が2以上又は1棟の床面積が200㎡を超える建築物

【事後保全】・・・予防保全の対象とならない施設を対象に実施します。なお、この場合においても、市民サービスの著しい低下にならないよう、定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

＜表26:目標使用年数の設定＞

施設種別	長寿命化	保全方針	目標使用年数
屋内施設	対象	予防保全	70年
	対象外	事後保全	法定耐用年数

※屋内施設において長寿命化の対象外である施設に関しては、周辺施設も考慮しながら目標使用年数到来以後も可能な限り、施設維持に努めます。

(2) 施設の位置付けや配置方針の検討

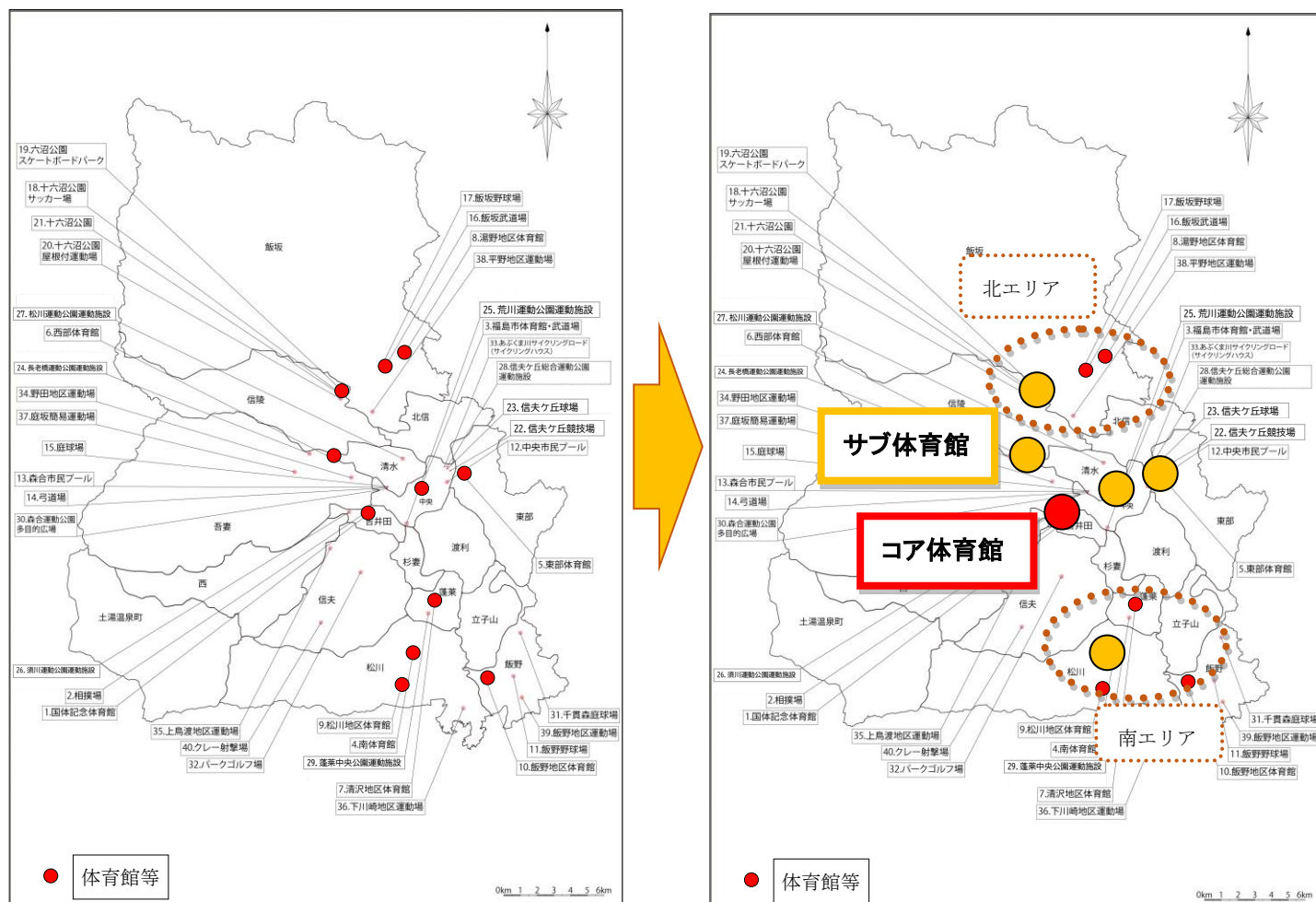
施設の位置付けでは体育館・武道場と体育館と武道場を除く建築施設、屋外施設の3つのカテゴリーに分類して施設の重要性や地域性などを検討します。

対象施設の内、建築施設は体育館及び武道場が11箇所、屋外プールが2箇所、屋根付運動場及び陸上競技場観覧席、野球場観覧席が各1箇所の16施設です。屋外施設は24箇所です。

1) 体育館・武道場

体育館や武道場の建築面積は、福島市国体記念体育館が約7,500㎡で規模が大きく、ついで福島市体育館・武道場が約5,000㎡です。南体育館や東部体育館、西部体育館、十六沼公園体育館は1,500㎡から3,000㎡とやや規模が小さくなり、地区体育館や武道場は200㎡から1,000㎡規模の施設となっています。

スポーツ観戦によるスポーツ振興やスポーツの魅力を伝え、次の世代のアスリートを育てるコア施設として福島市国体記念体育館を位置づけるとともに、福島市体育館・武道場や南体育館や東部体育館、西部体育館、十六沼公園体育館はこのコア施設をサポートするまたはサテライトとして機能するサブ施設と位置付けます。



<図8：体育館等の配置方針図>

体育館等の配置についてはコア施設に対し、中央・東・西・南・北にサブ体育館が配置しているため、現在の配置を基本に、エリア毎に地区体育館の更新や統廃合を含めて検討します。

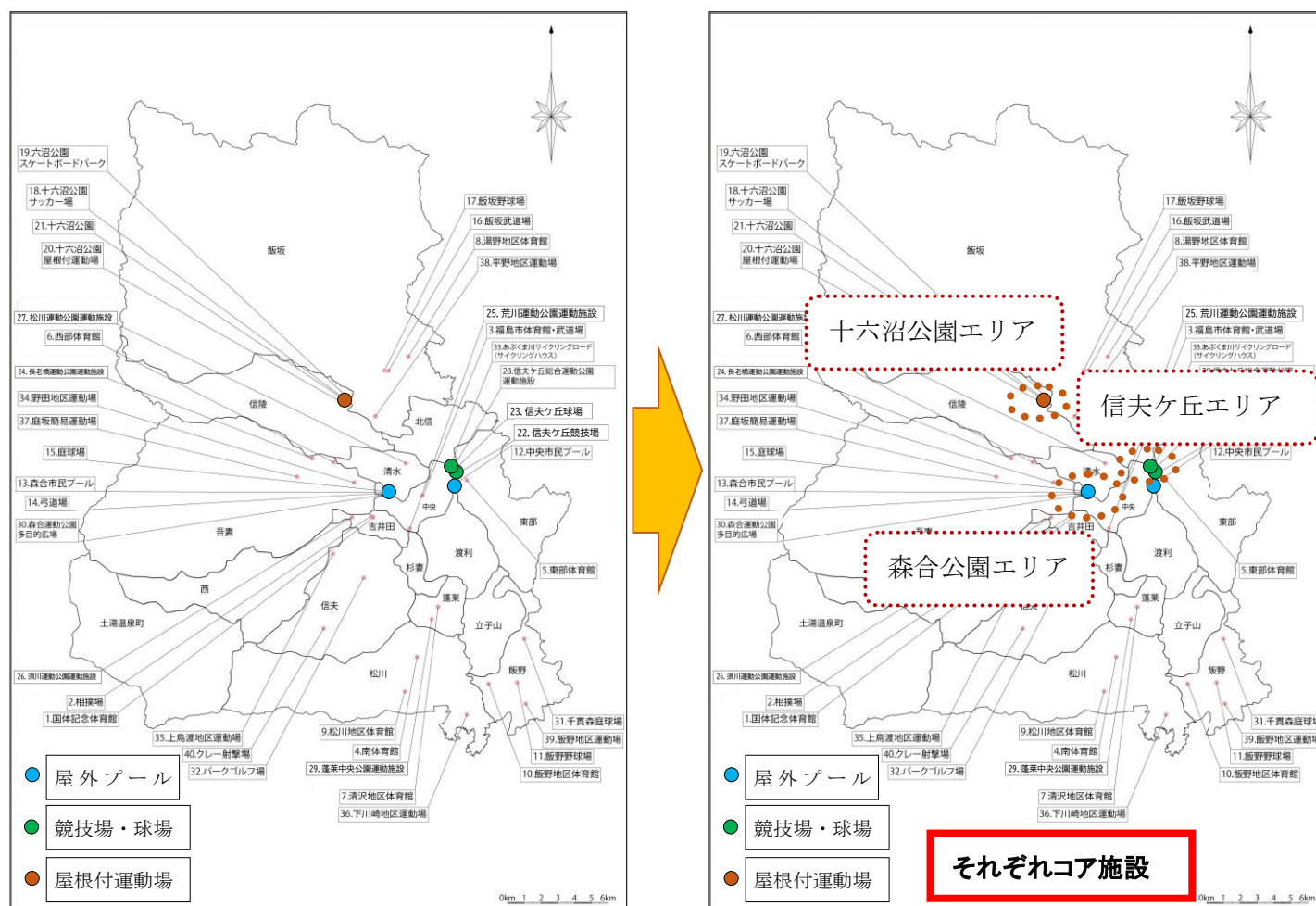
2) 体育館以外の建築施設

体育館や武道館を除いた建築施設は信夫ヶ丘競技場や信夫ヶ丘球場、中央市民プール、森合市民プール、十六沼公園屋根付運動場の5施設で、それぞれが市内に少ない施設であり、大会や記録会、市民のスポーツ・レクリエーション施設として欠かせない施設であり、アスリートを育てるコア施設といえます。ただし、老朽化が進んでいる施設もあるため、今後の統廃合や配置方針も検討していく必要があります。

信夫ヶ丘競技場は第三種陸上競技場の公認を受けて市内外の大会を開催しており、今後もコア施設として維持保全していく必要があります。信夫ヶ丘球場は改修工事が完了し、大規模な観覧席を有する本格的な野球場でコア施設に位置付けられます。また、この2施設を含む信夫ヶ丘運動公園は令和元年の台風19号の被害にあって復旧中ですが、スポーツ施設の集積地として、今後もスポーツ振興の拠点の一つとして位置付けていきます。

中央市民プールと森合市民プールはそれぞれに50mと25mの競泳用プールがあり、ナイター照明が設置されており、夜間も利用が可能です。中央市民プールは公認プールとして観覧席が整備されており、市内や県の地区予選等の大会を開催しています。しかし、両プールも屋外プールのため、利用期間が6月上旬から9月上旬と制限があるほか、天候の影響も受けやすい状況です。今後は公共施設の再配置計画等を検討する時は再整備や統合を含めて検討します。

十六沼公園屋根付運動場は市内では初めての屋根付運動場ですが、利用者も多く、今後も同様の施設の整備が望まれています。

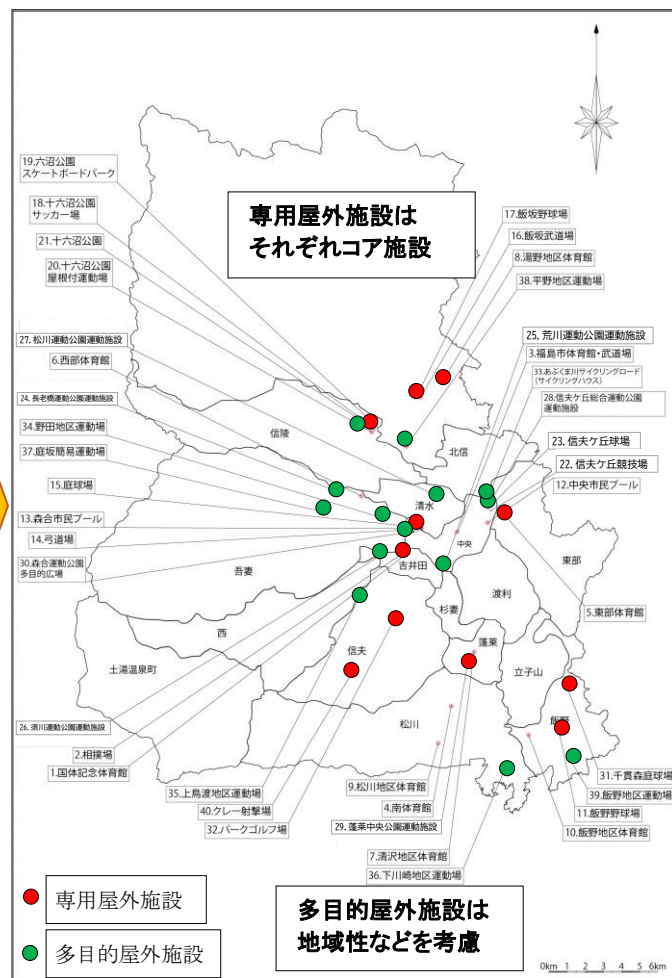
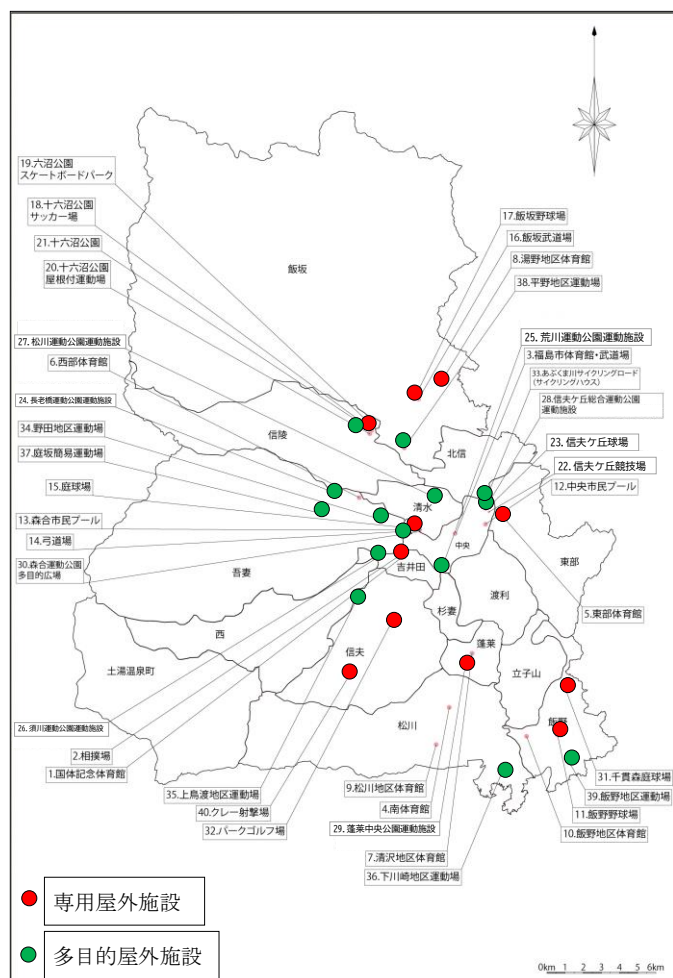


<図9：体育館等以外の建築施設の配置方針図>

3) 運動場等の屋外施設

屋外施設は相撲場や野球場、サッカー、庭球場、弓道場、パークゴルフ場、クレール射撃場など種目別の専用屋外施設が10箇所、多目的に利用できる運動場等の多目的屋外施設が14箇所あります。

専用屋外施設は市内では1箇所しかない施設が相撲場や弓道場、パークゴルフ場、クレール射撃場であり、現状の利用状況や施設の老朽化、今後の利用状況を考慮して、施設の位置づけや配置を検討します。



<図10：屋外施設の配置方針図>

(3) 具体的な実施内容（総合評価）

個々の施設の具体的な実施内容は、以下のとおりとします。

＜表 2 7：施設の具体的な実施内容＞

No.	施設・建物名	対策前 延床 面積	1次評価		政策 優先度	2次評価		目標耐 用年数	施設の 位置付け	総合評価	対策後 延床 面積
			施設の 方向性	整備手法		基本方針	適用手法				
1	国体記念体育館	10,147.71	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	コア施設	体育館として長寿命化	10,147.71
2	相模場	230.00	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—	コア施設	相模場として現状維持	230.00
3	福島市体育館・武道場	7,575.70	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	サブ施設	体育館として長寿命化	7,575.70
4	南体育館	1,555.03	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	サブ施設	体育館として長寿命化	1,555.03
5	東部体育館	1,376.41	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	サブ施設	体育館として長寿命化	1,376.41
6	西部体育館	2,966.16	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	サブ施設	体育館として長寿命化	2,966.16
7	清沢地区体育館	233.00	改善	耐震改修	低	総量コント ロール	集約化・廃止	—		体育館機能の廃止を検討する (地区運動場として機能転換)	0.00
8	湯野地区体育館	1,047.88	改善	耐震改修	低	総量コント ロール	集約化・廃止	—		体育館機能の廃止を検討する (地区運動場として機能転換)	0.00
9	松川地区体育館	698.00	改善	耐震改修	低	総量コント ロール	集約化・廃止	—		体育館機能の廃止を検討する (地区運動場として機能転換)	0.00
10	飯野地区体育館	1,201.00	改廃	再整備、廃止	高	機能保持	長寿命化	70		体育館として長寿命化	1,201.00
11	飯野野球場	6.00	改廃	再整備、廃止	高	機能保持	現状維持	—	コア施設	重要な屋外施設として現状維持 (臨時場外ヘリポートに指定)	6.00
12	中央市民プール	2,655.92	改廃	再整備、廃止	高	機能保持	長寿命化	70	コア施設	プールとして長寿命化	2,655.92
13	森合市民プール	679.52	維持	長寿命化	—	機能保持	機能維持	50	コア施設	プールとして機能維持	679.52
14	弓道場	131.16	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—	コア施設	弓道場として現状維持	131.16
15	庭球場	521.42	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	47	コア施設	庭球場として長寿命化	521.42
16	飯坂武道場	239.74	維持	長寿命化	—	機能保持	機能維持	34	コア施設	武道場として機能維持	239.74
17	飯坂野球場	33.53	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—	コア施設	野球場として現状維持	33.53
18	十六沼公園サッカー場	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—	コア施設	サッカー場として現状維持	—
19	十六沼公園スケートボードパーク	9.00	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	22	コア施設	スケートボードパークとして現状維持	9.00
20	十六沼公園屋根付運動場	1,326.63	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	コア施設	屋根付運動場として長寿命化	1,326.63
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	1,886.68	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	サブ施設	体育館として長寿命化	1,886.68
22	信夫ヶ丘競技場	2,778.54	改善	耐震改修	高	機能保持	耐震改修	70	コア施設	陸上競技場として長寿命化	2,778.54
23	信夫ヶ丘球場	4,796.27	維持	長寿命化	—	機能保持	長寿命化	70	コア施設	野球場として長寿命化	4,796.27
24	長老橋運動公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持	—
25	荒川運動公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持	—
26	須川運動公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持	—
27	松川運動公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持	—
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持	—
29	蓬萊中央公園運動施設	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		運動・レクリエーション施設として現状維持 (財政状況を加味し庭球場の機能廃止検討へ移行も可)	—
30	森合運動公園多目的広場	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		多目的広場として現状維持 (財政状況を加味し多目的広場の機能廃止検討へ移行も可)	—
31	千貫森庭球場	40.00	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—	コア施設	庭球場として機能維持	40.00
32	パークゴルフ場	304.74	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	24	コア施設	パークゴルフ場として機能維持	304.74
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	107.20	改廃	再整備、廃止	低	総量コント ロール	集約化・廃止	50		サイクリングハウスの廃止を検討する (サイクリングロードとしての機能を残す)	0.00
34	野田地区運動場	10.00	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	10.00
35	上烏渡地区運動場	—	改善	機能改修	低	総量コント ロール	集約化	—		地区運動場機能の集約化を検討する	—
36	下川崎地区運動場	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	—
37	庭坂簡易運動場	—	改廃	再整備、廃止	低	総量コント ロール	集約化	—		地区運動場機能の集約化を検討する	—
38	平野地区運動場	—	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	—
39	飯野地区運動場	39.75	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	—		地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	39.75
40	クレー射撃場	287.25	維持	機能維持	—	機能保持	現状維持	38	コア施設	クレー射撃場として機能維持	287.25

＜表 2 8：対策前後の延床面積の増減＞

	対策前延床面積(㎡)	対策後延床面積(㎡)	増 減(㎡)
合計	42,884.24	40,798.16	△ 2,086.08

(4) 実施計画

実施計画を以下に示します。

No.	施設・建物名	延床面積	取得年度	1次評価	2次評価	総合評価	計画期間								合計	対策後延床面積(㎡)
							令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年			
1	国体記念体育館	10,147.71	1994	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	17,000							17,000 0 0.0	10,147.71
2	相模場	230.00	1994	維持	機能保持 (現状維持)	相模場として 現状維持	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								0 0 0.0	230.00
3	福島市体育館・武道場	7,575.70	2018	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								0 0 0.0	7,575.70
4	南体育館	1,555.03	1990	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								0 0 0.0	1,555.03
5	東部体育館	1,376.41	1989	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	64,000							64,000 0 0.0	1,376.41
6	西部体育館	2,966.16	1993	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								0 0 0.0	2,966.16
7	清沢地区体育館	233.00	1979	改善	総量コントロール (集約化・廃止)	体育館機能の廃止を 検討する (地区運動場として機能転換)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								8,388 0 △ 233.0	0.00
8	湯野地区体育館	1,047.88	1964	改善	総量コントロール (集約化・廃止)	体育館機能の廃止を 検討する (地区運動場として機能転換)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								37,724 0 △ 1,047.9	0.00
9	松川地区体育館	698.00	1973	改善	総量コントロール (集約化・廃止)	体育館機能の廃止を 検討する (地区運動場として機能転換)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								25,128 0 △ 698.0	0.00
10	飯野地区体育館	1,201.00	1985	改廃	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)								0 0 0.0	1,201.00

※次期「福島市総合計画」との整合を図りながら、再配置等方針や施設規模、実施時期について適宜検討します。

※年度別の対策費用については、現在検討中です。

※年度別の対策費用については、現在検討中です。

※年度別の対策費用については、現在検討中です。

No.	施設・建物名	延床面積	取得年度	1次評価	2次評価	総合評価	計画期間							対策後延床面積 (㎡)
							令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
11	飯野野球場	6.00	1985	改廃	機能保持 (現状維持)	重要な屋外施設として 現状維持 (臨時場外ヘリポートに 指定)	対策内容							6.00
							対策費用(千円)							
							更新等将来費用増減(千円)							
12	中央市民プール	2,655.92	1987	改廃	機能保持 (長寿命化)	プールとして 長寿命化	延床面積増減(㎡)							2,655.92
							対策内容							
							対策費用(千円)	442,000	271,000					
13	森市民プール	679.52	1974	維持	機能保持 (機能維持)	プールとして 機能維持	更新等将来費用増減(千円)							679.52
							延床面積増減(㎡)							
							対策内容							
14	弓道場	131.16	1991	維持	機能保持 (現状維持)	弓道場として 現状維持	対策費用(千円)							131.16
							更新等将来費用増減(千円)							
							延床面積増減(㎡)							
15	庭球場	521.42	1978 1986	維持	機能保持 (現状維持)	庭球場として 長寿命化	対策内容							521.42
							対策費用(千円)							
							更新等将来費用増減(千円)							
16	飯坂武道場	252.74	1992	維持	機能保持 (機能維持)	武道場として 機能維持	延床面積増減(㎡)							252.74
							対策内容							
							対策費用(千円)							
17	飯野野球場	33.53	1979	維持	機能保持 (現状維持)	野球場として 現状維持	更新等将来費用増減(千円)							33.53
							延床面積増減(㎡)							
							対策内容							
18	十六沼公園サッカー場	-	2006	維持	機能保持 (現状維持)	サッカー場として 現状維持	対策費用(千円)	380,000						-
							更新等将来費用増減(千円)							
							延床面積増減(㎡)							
19	十六沼公園スケートボードパーク	9.00	2008	維持	機能保持 (現状維持)	スケートボードパーク として現状維持	対策内容							9.00
							対策費用(千円)							
							更新等将来費用増減(千円)							
20	十六沼公園屋根付運動場	1,326.63	2016	維持	機能保持 (長寿命化)	屋根付運動場 として長寿命化	延床面積増減(㎡)							1,326.63
							対策内容							
							対策費用(千円)							

※次期「福島市総合計画」との整合を図りながら、再配置方針や施設規模、実施時期について適宜検討します。

No.	施設・建物名	延床面積	取得年度	1次評価	2次評価	総合評価	計画期間								対策後延床面積(㎡)
							令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	合計	
21	十六沼公園(体育館・スポーツ広場・テニスコート)	1,886.68	1993	維持	機能保持 (長寿命化)	体育館として 長寿命化	対策内容								1,886.68
							対策費用(千円)	25,000						25,000	
							更新等将来費用増減(千円)							0	
22	信夫ヶ丘競技場	2,778.54	1961 1977	改善	機能保持 (耐震改修)	陸上競技場として 長寿命化	延床面積増減(㎡)							0.0	2,778.54
							対策内容							0	
							対策費用(千円)							0	
23	信夫ヶ丘球場	4,796.27	1951	維持	機能保持 (長寿命化)	野球場として 長寿命化	更新等将来費用増減(千円)							0	4,796.27
							延床面積増減(㎡)							0	
							対策内容							0.0	
24	長老橋運動公園運動施設	-	1970	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持	対策費用(千円)							0	-
							更新等将来費用増減(千円)							0	
							延床面積増減(㎡)							0.0	
25	荒川運動公園運動施設	-	1971	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持	対策内容							0	-
							対策費用(千円)							0	
							更新等将来費用増減(千円)							0.0	
26	須川運動公園運動施設	-	1971	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持	対策内容							0	-
							対策費用(千円)							0	
							更新等将来費用増減(千円)							0.0	
27	松川運動公園運動施設	-	1974	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持	対策内容							0	-
							対策費用(千円)							0	
							更新等将来費用増減(千円)							0.0	
28	信夫ヶ丘総合運動公園運動施設	-	1976	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持	延床面積増減(㎡)							0	-
							対策内容							0	
							対策費用(千円)							0.0	
29	蓬萊中央公園運動施設	-	1979	維持	機能保持 (現状維持)	運動施設として 現状維持 (財政状況を加味し、施設等の機能停止後時へ移行も可)	対策内容							0	-
							対策費用(千円)							0	
							更新等将来費用増減(千円)							0.0	
30	森合運動公園多目的広場	-	2003	維持	機能保持 (現状維持)	多目的広場として 現状維持 (財政状況を加味し、多目的広場の機能廃止後時へ移行も可)	延床面積増減(㎡)							0	-
							対策内容							0	
							対策費用(千円)							0	
							更新等将来費用増減(千円)							0.0	

※次期「福島市総合計画」との整合を図りながら、再配置等方針や施設規模、実施時期について適宜検討します。

No.	施設・建物名	延床面積	取得年度	1次評価	2次評価	総合評価	計画期間							対策後延床面積(㎡)
							令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
							対策内容						合計	
31	千貫森庭球場	40.00	1994	維持	機能保持 (現状維持)	庭球場として機能維持	対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	40.00
32	パークゴルフ場	304.74	2015	維持	機能保持 (現状維持)	パークゴルフ場として機能維持	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	304.74
33	あぶくま川サイクリングロード・サイクリングハウス	107.20	1973	改廃	総量コントロール (集約化・廃止)	サイクリングハウスの廃止を検討する (サイクリングロードとしての機能を残す)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	※年度別の対策費用については、現在検討中です。					3,859 0 △ 107.2	0.00
34	野田地区運動場	10.00	1989	維持	機能保持 (現状維持)	地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	10.00
35	上島渡地区運動場	-	1980	改善	総量コントロール (集約化)	地区運動場機能の集約化を検討する	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	※年度別の対策費用については、現在検討中です。					0 0 0.0	-
36	下川崎地区運動場	-	2001	維持	機能保持 (現状維持)	地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	-
37	庭坂簡易運動場	-	1992	改廃	総量コントロール (集約化)	地区運動場機能の集約化を検討する	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	※年度別の対策費用については、現在検討中です。					0 0 0.0	-
38	平野地区運動場	-	2002	維持	機能保持 (現状維持)	地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	-
39	飯野地区運動場	39.75	1998	維持	機能保持 (現状維持)	地区運動場として現状維持 (財政状況を加味し機能の集約化検討への移行も可)	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)	※次期「福島市総合計画」との整合を図りながら、再配置の方針や施設規模、実施時期について適宜検討します。					0 0 0.0	39.75
40	クレー射撃場	287.25	2003	維持	機能保持 (現状維持)	クレー射撃場として機能維持	対策内容 対策費用(千円) 更新等将来費用増減(千円) 延床面積増減(㎡)						0 0 0.0	287.25

第6章 個別計画の推進に向けて

(1) 個別計画の推進について

施設所管課を中心に本計画の進行管理を行っていきませんが、必要に応じて福島市公共施設等総合計画に基づき、全庁的な体制で対応を図っていきます。

本計画の推進に当たり、業務の効率性と更なる適正管理に向けて管理システムを活用した維持管理を目指します。今後導入を検討する維持管理システムにおいて、施設情報や点検記録、修繕履歴、今後の修繕計画などを一元管理することで業務の効率化を図るものとします。

(2) 点検の実施について

1) 日常点検

施設管理者による日常的な点検を実施し、点検結果を基に、必要に応じて専門業者等による詳細診断などの実施を検討していきます。

<表29：定点検の項目と内容>

法定点検	制度内容等
建築基準法	建築基準法に基づく定期点検の制度では、設置者の別や施設の所在地を所管する特定行政庁がその施設を定期点検の対象に指定しているかどうかによって、義務付けられる点検等の有無や内容が区分されています。
消防法	消防法に基づく定期点検の制度では、対象施設について設置者に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月から1年以内毎に点検し、3年毎に消防長又は消防署長への報告を行うことが義務付けられています。

2) 定期点検の義務

施設の建物、設備については、建物の劣化・損傷の状況や防火壁が撤去されていないかなど安全性や適法性を確保するため、また、非常警報・屋内消火栓等の消防設備の動作状況など、様々な事項について関係法令等により定期点検等の実施が義務となっています。

3) 点検の実施体制

施設管理者は、法令に基づく定期点検等を専門業者に委託し、また、自ら定期的に見回るなど適切な維持管理に努め、施設・設備の継続的な点検を実施してきます。

(3) フォローアップ

フォローアップは、3年毎に実施する専門業者による建物の定期点検の結果を基に行うものとします。この点検結果で緊急性を要する修繕・改善事項や優先順位の高い修繕・改善事項の情報を受けて、本計画における実施計画とかい離が見られる場合は、必要に応じて改修等の優先順位の見直しを行うものとします。

なお、各種事業の実施に当たっては詳細な精査を行うとともに各種補助金、交付金、地方債などを積極的に活用していくこととします。